

(関係書類の保存)

第十六条 農林水産大臣は、第十二条第四項又は第十三条第二項の規定により送付された都道府県別結果表を調査の実施された年の翌年の四月一日から起算して三年を経過する日まで保存し、並びに第十二条第四項の規定により送付された都道府県別の集計結果及び調査票の内容を収録した電磁的記録並びに第十四条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

(関係書類の保存)

第十六条 農林水産大臣は、第十二条第四項の規定により送付された調査票の内容を収録した電磁的記録及び第十四条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。
2 地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、第十二条第一項又は第三項の規定により集計を行った都道府県

法規的告示

○内閣府告示第百号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。
令和七年六月十九日

食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次の表のように改正する。

内閣総理大臣 石破 茂

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1 食品	第1 食品	第1 食品	第1 食品
A 食品一般の成分規格	A 食品一般の成分規格	A 食品一般の成分規格	A 食品一般の成分規格
1~5 (略)	1~5 (略)	1~5 (略)	1~5 (略)
6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。	6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。	6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。	6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。
(1) 食品に残留する農薬等の成分の量の限度	(1) 食品に残留する農薬等の成分の量の限度	(1) 食品に残留する農薬等の成分の量の限度	(1) 食品に残留する農薬等の成分の量の限度
第1欄	第2欄	第1欄	第2欄
(略)	(略)	(略)	(略)
フルアジナム	小麦 小豆類	フルアジナム	小麦 小豆類
	らっかせい		らっかせい
	0.05ppm		0.05ppm
	0.05ppm		0.1ppm
	0.05ppm		0.05ppm

附則 この省令は、公布の日から施行する。

(削る)

別の集計結果を収録した電磁的記録を永年保存し、同条第一項若しくは第三項又は第十三条第二項の規定により作成した都道府県別結果表を調査の実施された年(次項において「調査年」という)の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。
3 沖縄総合事務局長の農林水産センターの長は、第十二条第二項の規定により集計を行った結果を収録した電磁的記録を永年保存し、同項の規定により作成した報告書を調査年の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。